

つくば市役務業務最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により役務業務の委託契約を締結する場合における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 競争入札により次に掲げる役務業務の委託契約を締結しようとするときは、最低制限価格を設けるものとする。ただし、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

- (1) 除草業務（施設管理を含まない。）
- (2) 樹木維持管理業務（施設管理を含まない。）
- (3) 施設管理業務
- (4) 清掃業務

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となる価格をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数 くじ引きにより無作為（ランダム）に抽出される「1.0000」から「1.0400」までの「0.0005」刻みの数値（小数点以下第4位までの数値）をいう。

(最低制限基本価格の算定基準)

第4条 除草業務及び樹木維持管理業務の最低制限基本価格は、次の各号に掲げる額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得

た額をいう。以下同じ。)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 施設管理業務及び清掃業務の最低制限基本価格は、見積書比較価格に100分の80を乗じて得た額(当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(無作為(ランダム)係数の決定)

第5条 開札執行者は、開札開始前に、立会いのため来場した入札者の代表者(入札者の立会いがいない場合は、入札事務に関係のない職員)にくじを引かせ、無作為(ランダム)係数を決定するものとする。

2 前項の規定により、決定した無作為(ランダム)係数は、当該開札日に最低制限価格を設定する全ての案件に適用する。

3 開札執行者は、書面に第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数を記載し、同項に規定するくじ引きを行った者に対して、内容の確認及び署名を求めるものとする。

4 第1項の規定により決定した無作為(ランダム)係数は、開札立会者控室に開札終了まで掲示するものとする。

(最低制限価格の算出等)

第6条 最低制限価格 最低制限基本価格に110分の100と無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

2 開札執行者は、最低制限基本価格書の開封を行い、その価格及び前条第1項の規定により、決定した無作為（ランダム）係数をパソコンの最低制限価格計算シートに入力し、最低制限価格を算出する。

3 開札執行者は、パソコンに表示された最低制限基本価格、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格を、印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

（開札の執行）

第7条 開札執行者は、最低制限価格を下回る価格により入札をした者があった場合は、当該価格により入札をした者を落札候補者又は落札者（以下「落札者等」という。）とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち最低の価格により入札をした者を落札者等とするものとする。

附 則

この要領は、平成29年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年10月9日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定は、令和元年 9 月 1 日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。